

松之木 現八潮市大字松之木
松之木は、古縫瀬川の氾濫源の沖積地に位置し、自然堤防上に近世集落が発展する。地名は、「古へ大松アリシユヘニ村名トナレル由ヲ伝フ」(新編武藏風土記稿)とか、民俗調査の聞取りによると「鎮守稻荷神社に松の木が繁茂する」(八潮の民俗資料三)ことに因むと伝える。

江戸期の松之木は、松木や松の木、松ノ木、松之木と記され、公的には「之」字を用いた。マツノキ地名は、

近世期の小名は不詳。地租改正時

(明治七年)の字地は、八條井堀東

・根通・葛西井堀東・葛西井堀西・

上ヶ田高木などがあった。現在の字

地は、居村、居村東、宮脇、新川西

となっている。本号では、松之木の

小史を中心に述べる。

松之木村 江戸初期から明治二十

二年までの村名。

余・南北二町程である。検地は寛永四年(六三七)と貞享元年(六四)。貞享元年の村高一七五石七升一合、反

別二一町五反二〇歩、内田が一町八

八反一畝二歩の水田優位の村落。郷

藏敷一畝一〇歩、石盛りは田が上一

一・中九・下七、畑が上一〇・中八

・下六・屋敷一〇・除地は勝運寺境

内社地一反五畝四歩。享保十六年(七三)

に西方落堀(本所上水堀跡)が新田

開発され畠一畝九歩・石高六升五合

が検地をうける(八潮市史)史料編

近世(七三)。また享保十八年(七三)に

本所上水堀跡の新田検地が高七斗

九升三合・田反別一反二畝二

歩であった(豊田家文書)。天保六年(八三)の総高一七五石九

斗二升九合、家数二軒、人別

一三〇人、名主は二人制で名主

役高が二〇石六斗六升で(八条

領村鑑)なお「新編武藏風土記稿」の民家は二戸と記され

る。勝連寺(真言宗)観音堂本

尊の觀音像は、寛文九年(一七〇九)

に八條用水と中井堀の分水点の

三角山から出土した金像仏である(豊田家文書)。村内に葛西用

水や八條用水、四ヶ村用水、

悪水堀などの四水路が流れ、用排水

路の管理は、八條用水路は九間、

古利根川中川筋藻刈組合(四三石七

斗六升八合)が一七間、綾瀬川筋藻

刈組合(一三三石一斗六升一合)が

一三間半などを管轄した。

明治期の松之木村は、明治二年に同

九年(一八九二)の物産は、米二一八石余、

大麦七四石余、小麦三石余など。製

造物では、藁筵を年間一万二千枚ほどを生産していた(村誌取調書)。

同十二年に埼玉県南埼玉郡の村となり、同二十二年四月一日に南埼玉郡

八條村の大字となつて、今日に至る。



郷土の歴史
335

松之木の地名 その昔

近世初頭は騎西郡八条之内松之木村、正保年間(六四)に埼玉郡八條領松之木村となる。支配関係では御料所、後寛文二年(六四)に土井能登守領地となり、天和二年(六四)に幕府領に服し代官支配地となる。

松之木の隣村は、北は伊草村・東は鶴ヶ曾根村・西は後谷村・南は小作田村等と接し、村の広さは東西五町余・南北二町程である。検地は寛永四年(六三七)と貞享元年(六四)。貞享元年の村高一七五石七升一合、反

別二一町五反二〇歩、内田が一町八

八反一畝二歩の水田優位の村落。郷

藏敷一畝一〇歩、石盛りは田が上一

一・中九・下七、畑が上一〇・中八

・下六・屋敷一〇・除地は勝運寺境

内社地一反五畝四歩。享保十六年(七三)

に西方落堀(本所上水堀跡)が新田

開発され畠一畝九歩・石高六升五合

が検地をうける(八潮市史)史料編

近世(七三)。また享保十八年(七三)に

本所上水堀跡の新田検地が高七斗

九升三合・田反別一反二畝二

歩であった(豊田家文書)。天保六年(八三)の総高一七五石九

斗二升九合、家数二軒、人別

一三〇人、名主は二人制で名主

役高が二〇石六斗六升で(八条

領村鑑)なお「新編武藏風土記稿」の民家は二戸と記され

る。勝連寺(真言宗)観音堂本

尊の觀音像は、寛文九年(一七〇九)

に八條用水と中井堀の分水点の

三角山から出土した金像仏である(豊田家文書)。村内に葛西用

水や八條用水、四ヶ村用水、

悪水堀などの四水路が流れ、用排水

路の管理は、八條用水路は九間、

古利根川中川筋藻刈組合(四三石七

斗六升八合)が一七間、綾瀬川筋藻

刈組合(一三三石一斗六升一合)が

一三間半などを管轄した。

明治期の松之木村は、明治二年に同

九年(一八九二)の物産は、米二一八石余、

大麦七四石余、小麦三石余など。製

造物では、藁筵を年間一万二千枚ほどを生産していた(村誌取調書)。

同十二年に埼玉県南埼玉郡の村となり、同二十二年四月一日に南埼玉郡

八條村の大字となつて、今日に至る。

九升三合・田反別一反二畝二

歩であった(豊田家文書)。天保六年(八三)の総高一七五石九

斗二升九合、家数二軒、人別

一三〇人、名主は二人制で名主

役高が二〇石六斗六升で(八条

領村鑑)なお「新編武藏風土記稿」の民家は二戸と記され

る。勝連寺(真言宗)観音堂本

尊の觀音像は、寛文九年(一七〇九)

に八條用水と中井堀の分水点の

三角山から出土した金像仏である(豊田家文書)。村内に葛西用

水や八條用水、四ヶ村用水、

悪水堀などの四水路が流れ、用排水

路の管理は、八條用水路は九間、

古利根川中川筋藻刈組合(四三石七

斗六升八合)が一七間、綾瀬川筋藻

刈組合(一三三石一斗六升一合)が

一三間半などを管轄した。

明治期の松之木村は、明治二年に同

九年(一八九二)の物産は、米二一八石余、

大麦七四石余、小麦三石余など。製

造物では、藁筵を年間一万二千枚ほどを生産していた(村誌取調書)。

同十二年に埼玉県南埼玉郡の村となり、同二十二年四月一日に南埼玉郡

八條村の大字となつて、今日に至る。

九升三合・田反別一反二畝二

歩であった(豊田家文書)。天保六年(八三)の総高一七五石九

斗二升九合、家数二軒、人別

一三〇人、名主は二人制で名主

役高が二〇石六斗六升で(八条

領村鑑)なお「新編武藏風土記稿」の民家は二戸と記され

る。勝連寺(真言宗)観音堂本

尊の觀音像は、寛文九年(一七〇九)

に八條用水と中井堀の分水点の

三角山から出土した金像仏である(豊田家文書)。村内に葛西用

水や八條用水、四ヶ村用水、

悪水堀などの四水路が流れ、用排水

路の管理は、八條用水路は九間、

古利根川中川筋藻刈組合(四三石七

斗六升八合)が一七間、綾瀬川筋藻

刈組合(一三三石一斗六升一合)が

一三間半などを管轄した。

明治期の松之木村は、明治二年に同

九年(一八九二)の物産は、米二一八石余、

大麦七四石余、小麦三石余など。製

造物では、藁筵を年間一万二千枚ほどを生産していた(村誌取調書)。

同十二年に埼玉県南埼玉郡の村となり、同二十二年四月一日に南埼玉郡

八條村の大字となつて、今日に至る。

九升三合・田反別一反二畝二

歩であった(豊田家文書)。天保六年(八三)の総高一七五石九

斗二升九合、家数二軒、人別

一三〇人、名主は二人制で名主

役高が二〇石六斗六升で(八条

領村鑑)なお「新編武藏風土記稿」の民家は二戸と記され

る。勝連寺(真言宗)観音堂本

尊の觀音像は、寛文九年(一七〇九)

に八條用水と中井堀の分水点の

三角山から出土した金像仏である(豊田家文書)。村内に葛西用

水や八條用水、四ヶ村用水、

悪水堀などの四水路が流れ、用排水

路の管理は、八條用水路は九間、

